

公 示 送 達 書

富士宮市告示第 156号

下記の送達すべき書類は、その送達を受けるべき者の住（居）所不明のため送達できませんので、本市役所保険年金課に保管してありますから、連絡があれば直ちに交付します。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号。以下「準用地方税法」という。）第20条の2第1項の規定により、この旨公示送達します。

令和 8年 10月 6日

富士宮市長 須藤 秀忠



記

- 1 送達すべき書類の名称
後期高齢者医療保険料督促状
- 2 送達を受けるべき者の氏名
榎本 誠次

上記の書類を受領しないときは、準用地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。